請求書（選挙運動用自動車の使用）

年　　月 日

(宛先)寒川町長

住　所

氏　名

(法人にあっては､名称及び代表者の氏名)

寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1　請求金額 | |  |
| 2　内訳 | | 別紙請求内訳書のとおり |
| 3　選挙名 | | 年　月　日執行　　　　　　　　　選挙 |
| 4　候補者の氏名 | |  |
| 5　振込先 | 金融機関・支店名 |  |
| 預金種別 |  |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

備考1　この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の給油を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2　候補者が供託物を没収された場合には、寒川町に支払を請求することはできません。

3　燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、自動車燃料代確認書に記載された自動車に供給した燃料にかかるもので、その金額が同確認書に記載された確認金額の範囲であるものに限られています。

4　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。